

## (2) 看護師等の復職支援の推進

勸告	説明図表番号
<p><b>(看護師等の復職支援の概要)</b></p> <p>増大する需要に対応できるだけの看護師等を確保するためには、潜在看護師等の積極的な活用が不可欠であることから、看護師等確保法に基づき、求職及び求人とのマッチングによる職業紹介並びに再就業を希望する潜在看護師等が抱く離職期間中の技術面の進展に対する不安の解消等を通じた円滑な職場復帰を進めるための復職支援研修が実施されている。</p> <p>同法では、ナースセンター（注）が無料職業紹介事業、復職支援研修を含む看護師等に対する研修等のナースセンター事業を担うこととされている。ナースセンターは、ナースセンター事業として各業務を一体的に実施することにより、看護師等の復職を総合的に支援する点において、公共職業安定所や民間職業紹介事業者にはない機能を有している。</p> <p>（注）ナースセンターには、「都道府県ナースセンター」と「中央ナースセンター」とがあり、前者は都道府県知事が看護師等確保法第 14 条第 1 項に基づき都道府県看護協会を、後者は厚生労働大臣が同法第 20 条に基づき公益財団法人日本看護協会をそれぞれ指定している。</p> <p>都道府県ナースセンターは、看護師等確保法第 15 条に基づき、当該都道府県の区域内において、i) 病院等における看護師等の確保の動向及び就業を希望する看護師等の状況に関する調査、ii) 訪問看護その他の看護についての知識及び技能に関する看護師等に対する研修、iii) 看護師等に係る無料職業紹介事業などの業務を行うこととされている。また、中央ナースセンターは、同法第 21 条に基づき、i) 都道府県ナースセンターの業務について、連絡調整を図り、及び指導その他の援助を行うこと、ii) 都道府県ナースセンターの業務に関する情報及び資料を収集し、並びにこれを都道府県ナースセンターその他の関係者に対し提供することなどの業務を行うこととされている。</p> <p>都道府県ナースセンターにおける無料職業紹介事業は、看護婦等確保指針に基づき、就業を希望する看護師等の経験、希望就業条件等とともに、看護師等を雇用しようとする病院等側のニーズを把握し、必要に応じて指導するなどの的確な実施に努めることとされている。</p> <p>また、都道府県ナースセンターによる復職支援研修には、i) 同センターが自らの事業として実施しているものと、ii) 都道府県に対する国庫補助事業として平成 22 年度から開始された「潜在看護職員等復職研修事業」を都道府県看護協会が受託して実施しているものがあるが、いずれも臨床実習を含み、実践的な内容を通じて潜在看護師等の復職を支援するものとなっている。</p> <p><b>(潜在看護師等に対する復職支援の強化の動き)</b></p> <p>潜在看護師等に対する復職支援をより充実させるためには、潜在看護師等の実態を的確に把握する必要があるが、これまでそのような仕組みが設けら</p>	<p>図表 3-(2)-①</p> <p>図表 3-(2)-②</p>

<p>れていなかったことから、政府の社会保障制度改革国民会議における指摘等も踏まえ、潜在看護師等に対する復職支援の強化を目的として、平成 26 年 6 月に看護師等確保法の一部改正が行われた。これにより、平成 27 年 10 月 1 日から、看護師等が離職した場合等には、都道府県ナースセンターに住所、氏名等を届け出ることが努力義務化された（改正により新たに追加された同法第 16 条の 3 第 1 項）。また、当該届出を行った看護師等に対する就業の促進に関する情報の提供、相談等の援助が都道府県ナースセンターの業務に追加された（改正後の同法第 15 条第 6 号）。</p> <p>このように、潜在看護師等に対する復職支援において、ナースセンターの果たす役割はより一層重要なものとなっている。</p> <p>今回、25 都道府県、25 都道府県看護協会（都道府県ナースセンター）、日本看護協会（中央ナースセンター）、142 医療機関等における看護師等の復職支援の実施状況等を調査した結果、次のような状況がみられた。</p> <p><b>ア 無料職業紹介事業の実施状況</b></p> <p>全国の都道府県ナースセンターによる無料職業紹介事業に係る平成 24 年度の実績は、求人数が 17 万 1,156 人、求職者数が 6 万 3,309 人、就職者数が 1 万 1,993 人となっており、いずれもピーク時（求人数 20 万 3,278 人（19 年度）、求職者数 10 万 3,105 人（16 年度）、就職者数 2 万 4,751 人（10 年度））と比較して減少している。</p> <p>調査した 25 都道府県ナースセンターの平成 22 年度から 24 年度までの実績も、有効求職者数、就職者数及び求人充足率が減少傾向にある。</p> <p>前述のとおり、潜在看護師等に対する復職支援において、ナースセンターの果たす役割が今後より一層重要なものになることに鑑みれば、現在、都道府県ナースセンターが実施している無料職業紹介事業の長所を強化するとともに、その短所の改善を図ることが重要であると考えられる。</p> <p>そこで、求人側となる 142 医療機関に対して、看護師等の確保に当たって、都道府県ナースセンターによる無料職業紹介事業の「長所」、「短所」、「改善点」及び「活用できない理由」をそれぞれ聴取したところ、次の意見が多かった。</p> <p>i) 「長所」として、看護師等が従事しているため、病院の特性等を理解してもらえる、また、公的機関であるため信頼・安心感がある</p> <p>ii) 「短所」として、登録者数・紹介者数が少ない、また、紹介者と求人内容とのミスマッチが生じやすい</p> <p>iii) 「改善点」として、看護師等への周知・広報の強化、潜在看護師等の発掘を通じた登録者数・紹介者数の増加、きめ細やかな対応によるマッチングの強化</p> <p>iv) 「活用できない理由」として、他の手段で看護師等を確保できているため必要性を感じない</p>	<p>図表 3-(2)-③</p>
<p><b>ア 無料職業紹介事業の実施状況</b></p>	<p>図表 3-(2)-④</p>
<p>調査した 25 都道府県ナースセンターの平成 22 年度から 24 年度までの実績も、有効求職者数、就職者数及び求人充足率が減少傾向にある。</p>	<p>図表 3-(2)-⑤</p>
<p>前述のとおり、潜在看護師等に対する復職支援において、ナースセンターの果たす役割が今後より一層重要なものになることに鑑みれば、現在、都道府県ナースセンターが実施している無料職業紹介事業の長所を強化するとともに、その短所の改善を図ることが重要であると考えられる。</p>	<p>図表 3-(2)-⑥</p>
<p>そこで、求人側となる 142 医療機関に対して、看護師等の確保に当たって、都道府県ナースセンターによる無料職業紹介事業の「長所」、「短所」、「改善点」及び「活用できない理由」をそれぞれ聴取したところ、次の意見が多かった。</p> <p>i) 「長所」として、看護師等が従事しているため、病院の特性等を理解してもらえる、また、公的機関であるため信頼・安心感がある</p> <p>ii) 「短所」として、登録者数・紹介者数が少ない、また、紹介者と求人内容とのミスマッチが生じやすい</p> <p>iii) 「改善点」として、看護師等への周知・広報の強化、潜在看護師等の発掘を通じた登録者数・紹介者数の増加、きめ細やかな対応によるマッチングの強化</p> <p>iv) 「活用できない理由」として、他の手段で看護師等を確保できているため必要性を感じない</p>	<p>図表 3-(2)-⑦</p>

<p>一方、調査した 25 都道府県ナースセンターにおける無料職業紹介事業の実施状況をみると、上記医療機関が長所として挙げている内容について、病院訪問による求人拡大等に向けた相談、情報交換等の強化に取り組んでいる例や短所として挙げている内容について、求職者の希望に応じた情報提供の強化、求職者ごとのプランニングシートの作成等改善に向けて取り組んでいる例がみられた。</p>	
<p>このような取組は、開始時期、実施内容等がそれぞれ異なるため、就職率等の実績への影響を直ちに評価することは困難であるが、取組を行っている都道府県ナースセンターからは、求人者との密接な関係の構築、求職者への説明内容の充実等、定性的な効果を実感している旨の意見があった。</p>	
<p>また、これらの取組を行っていない都道府県ナースセンターでは、体制の確保が困難であるとしているものもみられたが、取組を実施している都道府県センターと比べて明確に体制面での差があるとまではいえず（無料職業紹介事業に従事する職員数は、25 都道府県ナースセンター全体が 1 か所当たり 4.2 人である一方で、実施している 5 都道府県ナースセンターが 1 か所当たり 4.4 人、実施していない 6 都道府県ナースセンターが 1 か所当たり 3.3 人）、実施方法等に工夫の余地があると考えられる。</p>	<p>図表 3-(2)-⑧ 図表 3-(2)-⑨</p>
<p>求職者側の意見としても、「平成 25 年度看護職の職業紹介等の実態に関する報告書」（平成 25 年度厚生労働科学研究費補助金事業・厚生労働科学研究特別研究事業「社会保障と税の一体改革に向けた新たな看護職員確保対策に関する研究」分担研究報告書。以下「看護職職業紹介実態報告書」という。）において、調査対象の看護師等から、以前の職場の退職時の情報提供でナースセンターの存在・役割を知った、細やかな情報提供があったことが良かったなど、これまで述べてきた内容に関わるものもみられた。</p>	<p>図表 3-(2)-⑩</p>
<p>さらに、離職看護師等の届出制度の導入や潜在看護師等に対する就業促進に係る情報提供等の実施により、都道府県ナースセンターへの求職者登録が促進され、ひいては求人内容に見合った紹介等につながることで無料職業紹介事業の実績が向上することが期待されている。</p>	<p>図表 3-(2)-③ (再掲)</p>
<p><b>イ 復職支援研修の実施状況</b></p>	
<p>調査した 25 都道府県の平成 24 年度における未就業者に対する復職支援研修は、i) 都道府県ナースセンターが自らの業務として実施しているものが 12 都道府県、ii) 潜在看護職員等復職研修事業として実施しているものが 11 都道府県（うち 9 都道府県は都道府県ナースセンターに事業実施を委託）となっている。また、平成 22 年度から 24 年度までの未就業者に対する復職支援研修の実績をみると、都道府県ごとの就職率は、必ずしも向上しているとはいえない。</p>	<p>図表 3-(2)-⑪</p>
<p>都道府県ナースセンターにおいては、受講者に対する経歴等に応じた個別研修プログラムの策定、受講者に代わって就業条件等を病院と調整する</p>	<p>図表 3-(2)-⑫</p>

<p>などのフォローアップの強化に取り組んでいる一方で、受講対象者となる潜在看護師等の把握が困難、研修実施施設の特性（急性期）と受講者の適性・希望（非急性期）がミスマッチであるといった実施に当たっての課題もみられ、その改善が必要となっている。</p> <p>また、受講者側の意見としても、看護職職業紹介実態報告書において、調査対象の看護師等から、開催回数の増加、周知方法の工夫など、研修の実施方法等の改善を求めるものもあった。</p> <p>さらに、離職看護師等の届出制度の導入や潜在看護師等に対する就業促進に係る情報提供等の実施により、研修に対するニーズの把握等が可能になり、ひいてはニーズに見合った研修の実施等を通じた就職率の向上等が期待されている。</p>	<p>図表 3-(2)-⑩ (再掲)</p> <p>図表 3-(2)-③ (再掲)</p>
<p><b>ウ ナースセンター事業に関する情報の把握状況等</b></p> <p>ナースセンター事業については、次のとおり、中央ナースセンターが全国的な実施状況等を把握している。</p> <p>i) ナースセンター事業担当者会議の開催（年 1 回）</p> <p>各都道府県の看護主管課担当者、各都道府県ナースセンター事業担当役員等が出席し、全国の事業の実施状況について意見交換等を実施</p> <p>ii) ナースセンター事業報告書の作成（年 1 回）</p> <p>各都道府県ナースセンターに対して実施した「都道府県ナースセンター事業実施状況調査」の結果等に基づき、全国の事業の実施状況を集計</p> <p>また、日本看護協会は、看護職職業紹介実態報告書を始めとする調査研究等を自ら実施し、又は厚生労働省から委託されており、その中で看護師等に係る職業紹介の全国的な実態等についての分析等を行っている。</p> <p>しかし、都道府県ナースセンターの個別の取組の分析やその結果の現場への提供はみられない。例えば、前記アにおいて、体制面での制約を理由にできないとしている取組について、同様の体制で取り組んでいる場合の工夫点等の情報を現場に提供できれば実現可能となる場合も考えられる。</p> <p>今後、都道府県ナースセンターは、これまで以上に看護師等の復職支援の中核的な役割を果たすことになっており、看護婦等確保指針で国に求められているナースセンター事業への必要な支援の一環として、年に 1 回程度の意見交換や全国的な事業実績の集計にとどまらず、都道府県ナースセンターの個別の取組を広く把握し、その原因、特徴等を分析した上で、現場で活用できる形で情報提供することが有効と考えられる。</p>	<p>図表 3-(2)-⑬</p> <p>図表 3-(2)-⑩ (再掲)</p> <p>図表 3-(2)-① (再掲)</p>
<p><b>【所見】</b></p> <p>したがって、厚生労働省は、看護師等の復職支援を推進する観点から、中央ナースセンターの機能も活用しつつ、都道府県ナースセンターの個別の取組を適時かつ的確に把握・検証し、その結果を踏まえた効果的なナースセンター事業の実施手法に関し都道府県に情報提供する必要がある。</p>	

### 図表 3 - (2) - ① ナースセンターに関する法令等

#### ○ 看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成 4 年法律第 86 号）〈抜粋〉

（指定等）

第 14 条 都道府県知事は、看護師等の就業の促進その他の看護師等の確保を図るための活動を行うことにより保健医療の向上に資することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であって、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、都道府県ごとに一個に限り、都道府県ナースセンター（以下「都道府県センター」という。）として指定することができる。

2 都道府県知事は、前項の申請をした者が職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 33 条第 1 項の許可を受けて看護師等につき無料の職業紹介事業を行う者でないときは、前項の規定による指定をしてはならない。

3～5 （略）

（業務）

第 15 条 都道府県センターは、当該都道府県の区域内において、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 病院等における看護師等の確保の動向及び就業を希望する看護師等の状況に関する調査を行うこと。
- 二 訪問看護（傷病者等に対し、その者の居宅において看護師等が行う療養上の世話又は必要な診療の補助をいう。）その他の看護についての知識及び技能に関し、看護師等に対して研修を行うこと。
- 三 前号に掲げるもののほか、看護師等に対し、看護についての知識及び技能に関する情報の提供、相談その他の援助を行うこと。
- 四 第 12 条第 1 項に規定する病院その他の病院等の開設者、管理者、看護師等確保推進者等に対し、看護師等の確保に関する情報の提供、相談その他の援助を行うこと。
- 五 看護師等について、無料の職業紹介事業を行うこと。
- 六 看護に関する啓発活動を行うこと。
- 七 前各号に掲げるもののほか、看護師等の確保を図るために必要な業務を行うこと。

（指定）

第 20 条 厚生労働大臣は、都道府県センターの業務に関する連絡及び援助を行うこと等により、都道府県センターの健全な発展を図るとともに、看護師等の確保を図り、もって保健医療の向上に資することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であって、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、中央ナースセンター（以下「中央センター」という。）として指定することができる。

（業務）

第 21 条 中央センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 都道府県センターの業務に関する啓発活動を行うこと。
- 二 都道府県センターの業務について、連絡調整を図り、及び指導その他の援助を行うこと。
- 三 都道府県センターの業務に関する情報及び資料を収集し、並びにこれを都道府県センターその他の関係者に対し提供すること。
- 四 2以上の都道府県の区域における看護に関する啓発活動を行うこと。
- 五 前各号に掲げるもののほか、都道府県センターの健全な発展及び看護師等の確保を図るために必要な業務を行うこと。

○ **看護婦等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針（平成4年12月25日 文部省・厚生省・労働省告示第1号）〈抜粋〉**

第5 看護婦等の就業の促進に関する事項

1 (略)

2 職業紹介事業、就業に関する相談等の充実

(略) 都道府県ナースセンターにおける職業紹介においては、就業を希望する看護婦等の経験、希望就業条件等とともに、看護婦等を雇用しようとする病院等側のニーズを把握し、必要に応じて指導する等の確な職業紹介に努める必要がある。

(略) また、出産や育児等のために一定期間職場を離れていた看護婦等に対しては、円滑な職場復帰を進めるための研修を実施することも有意義である。(略)

3 (略)

4 ナースセンター事業の支援

(略) また、中央ナースセンターにおいても都道府県ナースセンターの支援、連絡調整に努めていく必要がある。

国においては、都道府県ナースセンター及び中央ナースセンターの事業が推進されるよう必要な支援を行うことが重要である。

5 (略)

○ **「都道府県ナースセンター事業の実施について」(平成10年7月3日付け健政発第800号 厚生省健康政策局長通知)〈抜粋〉**

都道府県ナースセンター事業については、平成10年4月27日付け健政発第564号により貴職あて通知し、事業への積極的な取組みをお願いしたところである。

都道府県ナースセンター事業は、その実施の具体的な内容、方法等については都道府県に委ねられているものであるが、今般、都道府県において事業を実施する際の参考にするため、別添「都道府県ナースセンター事業実施要綱」をもって、事業内容の参考事例を示すこととした。

事業の実施に当たっては適宜これを参照するとともに、事業の積極的な実施について、今後とも格段のご配慮をお願いする。

(別添) 都道府県ナースセンター事業実施要綱

1 目的

保健婦(士)、助産婦、看護婦(士)及び准看護婦(士) (以下「看護職員」という。)で、

未就業の者に対し就業促進に必要な事業、看護業務等のPR事業及び訪問看護に従事する者の資質の向上等訪問看護の実施に必要な支援事業を行い、医療機関等の看護職員の確保及び在宅医療の推進に寄与することを目的とする。

## 2 事業内容

(1) (略)

(2) 就業に関する相談指導

就業希望者に対し、

① 就業を容易にするための看護技能知識についての相談、就業に関する指導を行う。

② 公共職業安定所との連携を図りつつ、コンピュータシステムを利用して求人状況に関する情報の提供、就業のあっ旋を行う。

(3) 新しい医学、看護に関する情報の提供

新しい医学、看護の技術、知識に関する情報提供を行うとともに、就業を希望する者に対して最近における看護についての知識及び技術を習得させ、職場復帰を容易にするための看護力再開発講習会を開催する。

(4) ～ (14) (略)

## ○ 「都道府県ナースセンター事業について」(平成10年7月3日付け看第17号厚生省健康政策局看護課課長通知) <抜粋>

都道府県ナースセンター事業については、平成10年7月3日付け健政発第800号をもって、厚生省健康政策局長から貴都道府県知事あて通知したところであるが、標記については、別添「都道府県ナースセンター事業実施要領」により、事業内容の参考例等を示すので、適宜これを参照するとともに、事業の積極的な実施について、今後とも格別の御配慮をお願いする。

(別添) 都道府県ナースセンター事業実施要領

### 1 目的

医療の高度化・専門等が進む中で、看護職員(保健婦(士)、助産婦、看護婦(士)及び准看護婦(士)という。以下同じ。)の需要は増大することが見込まれており、看護職員の人材確保は重要な課題となっている。

このため、都道府県における看護職員の就業の促進・確保の拠点となる都道府県ナースセンターにおいて、潜在看護職員の活用等看護職員確保対策の総合的な推進及び在宅医療サービスの一環として行う訪問看護の促進を図ることを目的とする。

### 2 事業内容等

(1) 看護力再開発講習会事業 別紙1

(2) ～ (7) (略)

#### 別紙1 看護力再開発講習会事業

### 1 目的

看護職員の免許所有者で現在看護業務についていない者のうち、就業を希望する者に対して最近における看護についての知識及び技術を習得させ、もって職場復帰を容易にし、看護

職員確保に資することを目的とする。

2 講習会の実施

講習会は都道府県が開催する。

3 受講対象者

看護職員の免許所有者で現在看護業務についていない者

4 実施方法

(1) 期間

1週間とする。

(2) 講習科目

講習科目等は次により定める。

ア 看護の動向

イ 最近の医療内容と看護業務

ウ 看護職員の役割及び病院における看護部門の役割

エ 看護技術

オ 新薬の知識

カ 看護職員に必要な治療、検査の知識

キ 最近の医療機械、器具及びその取扱い

ク 臨床実習及び見学（概ね15時間とする。）

ケ その他必要な科目

(3) 講師

適任者を選定の上依頼する。

(4) 受講人員及び開催回数

ア 受講人員は、1回当たり30人とする。

イ 開催回数は、3回とする。

(5) 講習会場

受講者の便宜を考慮して開催地を定め、できる限り病院、看護婦等養成所の施設を利用する。

(注) 下線は当省が付した。

**図表3-②-② 潜在看護職員等復職研修事業に関する通知**

○ 看護職員確保対策事業等実施要綱（平成22年3月24日付け医政発0324第21号厚生労働省医政局長通知）＜抜粋＞

3 看護職員資質向上推進事業

(8) 潜在看護職員等復職研修事業

ア 目的

この事業は、潜在看護職員（注1）又は潜在助産師（注2）の再就業の促進を図るため、潜在看護職員に対する再就業に向けた臨床実務研修を行うことにより、看護職員及び助産師の確保に資することを目的とする。

（注1）潜在看護職員とは、保健師、助産師、看護師又は准看護師の資格取得者であ



って、看護職として就業していない者のことをいう。

(注2) 潜在助産師とは、助産師の資格取得者であって、現在、助産師として就業していない者のことをいう。

イ 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県とする。また、事業目的の達成に必要なときは、事業を委託することができる。

ウ 事業内容

(ア) 都道府県は、再就業を希望する潜在看護職員に対し、最新の看護に関する知識及び技術、又は助産業務への再就業を希望する潜在助産師に対し、最新の助産に関する知識及び技術を修得させ、職場復帰を容易にするための臨床実務研修を実施するものとする。

(イ) 研修の企画・運営等に当たっては、受講者のニーズなどを考慮し、参加しやすいものとなるよう配慮すること。

(ウ) 研修実施に当たっては、受講者の離職期間や経験等を考慮し、1回当たり原則3日以上とし、複数回開催すること。

(エ) 研修場所については、教育研修が充実した病院や看護師等養成機関など、臨床実務研修に適した場所で行うこと。

(オ) 研修実施後は、再就業状況、受講者の意見や修得できた能力等を把握し、研修内容・運営方法等の評価を行い、以後の研修の企画・運営の改善に活かすこと。

エ 補助条件

看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成4年法律第86号）第15条第2項の規定により都道府県ナースセンターの業務として実施する研修は、この事業の対象外とする。

(注) 下線は当省が付した。

**図表3-(2)-③ ナースセンターの機能強化に関する法令等**

○ 社会保障制度改革国民会議（注）報告書（平成25年8月6日）〈抜粋〉

II 医療・介護分野の改革

1 (略)

2 医療・介護サービスの提供体制改革

(1)～(5) (略)

(6) 医療の在り方

(略) 医療従事者の確保と有効活用の観点からは、さらに、激務が指摘される医療機関の勤務環境を改善する支援体制を構築する等、医療従事者の定着・離職防止を図ることが必要である。特に、看護職員については、養成拡大や潜在看護職員の活用を図るために、看護大学の定員拡大及び大卒社会人経験者等を対象とした新たな養成制度の創設、看護師資格保持者の登録義務化等を推進していく必要がある。(略)

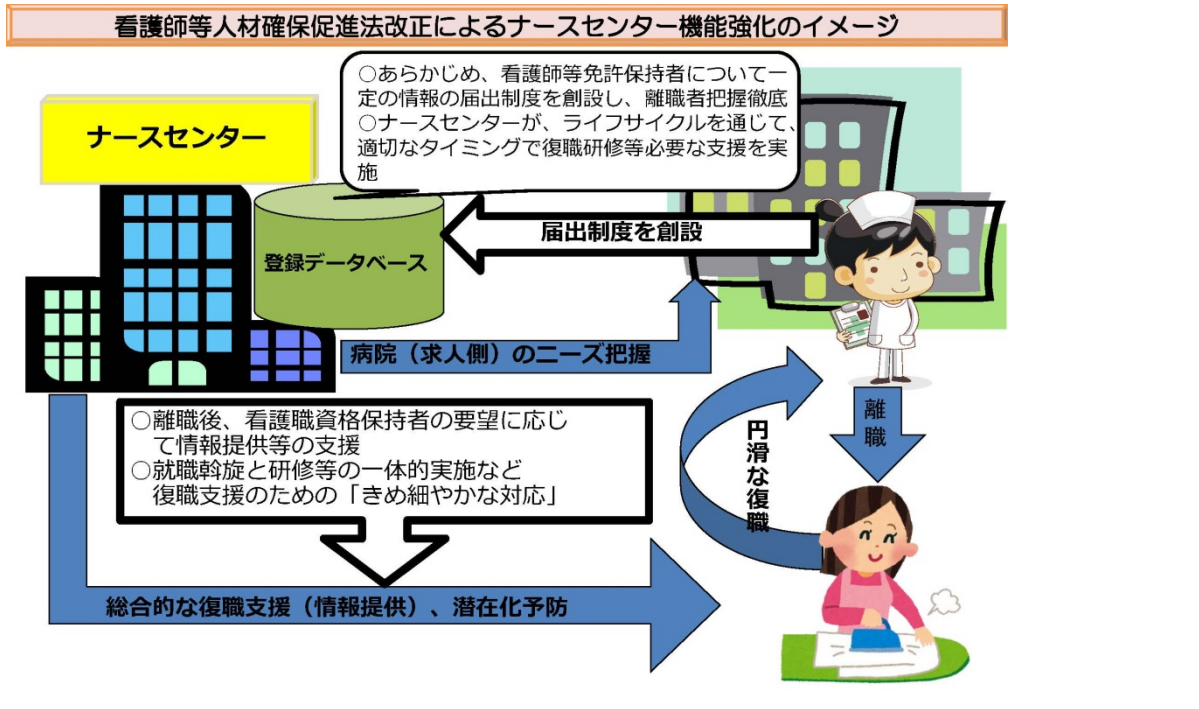
(注) 社会保障制度改革推進法（平成24年法律第64号）に基づき、社会保障制度改革を行うために必要な事項を審議するため、平成24年11月に内閣に設置され、25年8月に設置期限到来のため廃止された。

○ 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）により改正される看護師等確保法関係部分＜抜粋＞

新	旧
<p>第 15 条 都道府県センターは、当該都道府県の区域内において、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>一～五 (略)</p> <p><u>六 看護師等に対し、その就業の促進に関する情報の提供、相談その他の援助を行うこと。</u></p> <p>七・八 (略)</p> <p><u>(情報の提供の求め)</u></p> <p>第 16 条の 2 <u>都道府県センターは、都道府県その他の官公署に対し、第 15 条第六号に掲げる業務を行うために必要な情報の提供を求めることができる。</u></p> <p><u>(看護師等の届出等)</u></p> <p>第 16 条の 3 <u>看護師等は、病院等を離職した場合は、住所、氏名その他の厚生労働省令で定める事項を、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県センターに届け出るよう努めなければならない。</u></p> <p><u>2 看護師等は、前項の規定により届け出た事項に変更が生じた場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を都道府県センターに届け出るよう努めなければならない。</u></p> <p><u>3 病院等の開設者等その他厚生労働省令で定める者は、前 2 項の規定による届出が適切に行われるよう、必要な支援を行うよう努めるものとする。</u></p>	<p>第 15 条 都道府県センターは、当該都道府県の区域内において、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>六・七 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

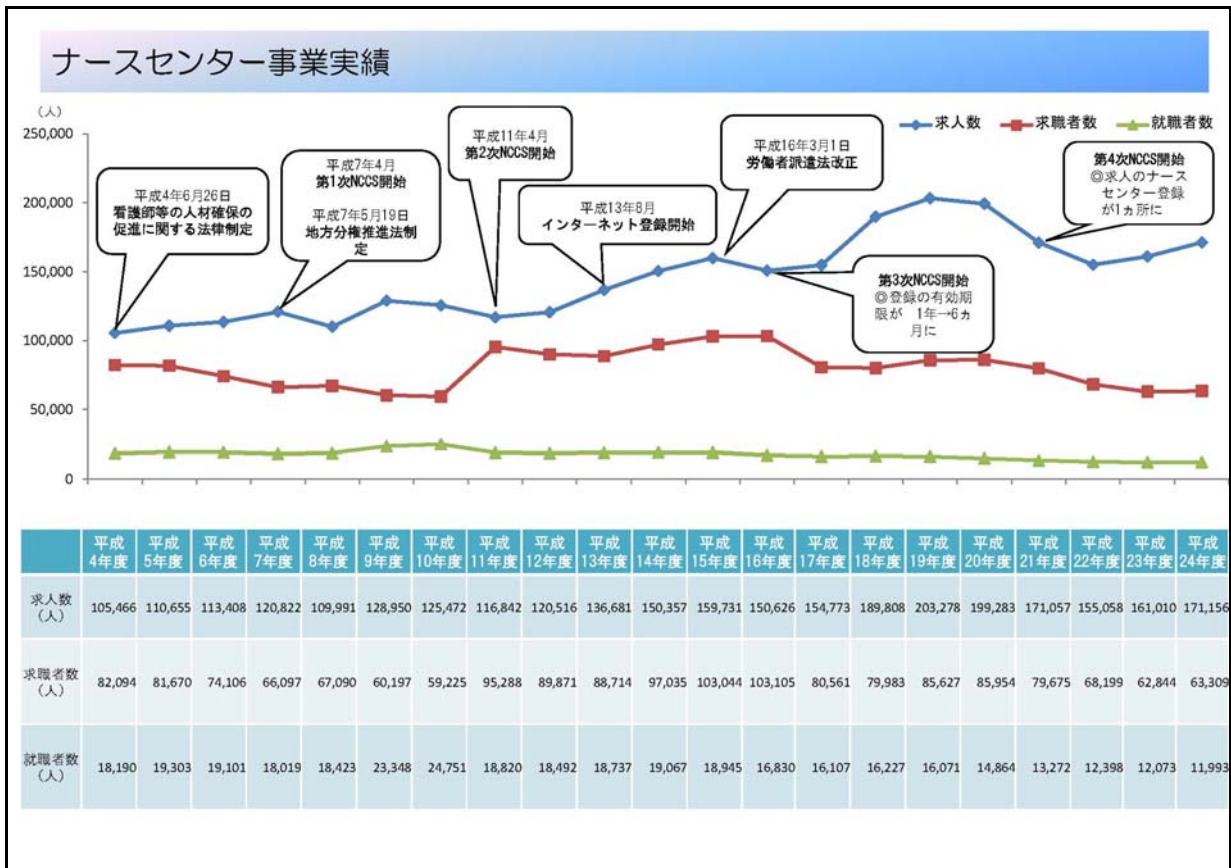
※ 改正看護師等確保法は、平成 27 年 10 月 1 日施行予定

○ 看護師等確保法改正によるナースセンターの機能強化の概要（厚生労働省「第33回社会保障審議会医療部会資料」（平成25年10月4日開催））



（注）下線は当省が付した。

図表3-(2)-④ 全国の都道府県ナースセンターにおける無料職業紹介事業の推移



（注）厚生労働省「第33回社会保障審議会医療部会資料」（平成25年10月4日開催）に基づき当省が作成した。

図表3-(2)-⑤ 都道府県ナースセンターにおける無料職業紹介事業の実績(1)

(単位：人、倍)

調査対象	都道府県	有効求職者数				有効求人数				有効求人倍率(有効求人数/有効求職者数)			
		平成22年度	23年度	24年度	増減	平成22年度	23年度	24年度	増減	平成22年度	23年度	24年度	増減
○	北海道	5,959	5,393	5,167	-792	9,069	8,595	8,884	-185	1.52	1.59	1.72	0.20
○	青森県	869	821	765	-104	730	868	759	29	0.84	1.06	0.99	0.15
	岩手県	696	625	680	-16	722	759	972	250	1.04	1.21	1.43	0.39
○	宮城県	1,999	1,747	1,805	-194	2,725	2,924	3,752	1,027	1.36	1.67	2.08	0.72
○	秋田県	794	756	766	-28	1,777	1,796	1,748	-29	2.24	2.38	2.28	0.04
○	山形県	588	738	979	391	1,315	1,665	1,896	581	2.24	2.26	1.94	-0.30
	福島県	841	733	733	-108	1,318	1,617	2,489	1,171	1.57	2.21	3.40	1.83
○	茨城県	1,364	1,245	1,276	-88	2,791	3,207	2,939	148	2.05	2.58	2.30	0.25
	栃木県	1,418	1,304	1,217	-201	2,092	2,416	2,745	653	1.48	1.85	2.26	0.78
	群馬県	786	659	712	-74	1,270	1,066	1,247	-23	1.62	1.62	1.75	0.13
○	埼玉県	2,740	2,533	2,566	-174	6,238	6,553	6,933	695	2.28	2.59	2.70	0.42
○	千葉県	3,160	2,671	2,570	-590	5,538	4,425	5,106	-432	1.75	1.66	1.99	0.24
	東京都	13,224	12,142	11,773	-1,451	17,925	18,465	19,163	1,238	1.36	1.52	1.63	0.27
	神奈川県	5,681	5,034	4,701	-980	12,028	12,761	12,731	703	2.12	2.54	2.71	0.59
	新潟県	711	623	659	-52	1,583	1,442	1,833	250	2.23	2.32	2.78	0.55
	富山県	863	813	802	-61	1,448	1,448	1,476	28	1.68	1.78	1.84	0.16
	石川県	746	612	633	-113	1,626	1,255	1,328	-298	2.18	2.05	2.10	-0.08
	福井県	1,070	970	1,105	35	2,438	2,387	2,673	235	2.28	2.46	2.42	0.14
○	山梨県	912	870	987	75	1,515	1,532	1,631	116	1.66	1.76	1.65	-0.01
	長野県	981	903	859	-122	3,104	3,464	3,368	264	3.16	3.84	3.92	0.76
○	岐阜県	1,828	1,695	1,577	-251	4,817	4,386	4,229	-588	2.64	2.59	2.68	0.05
	静岡県	2,851	2,850	3,112	261	7,596	8,663	8,806	1,210	2.66	3.04	2.83	0.17
○	愛知県	3,189	2,917	3,016	-173	9,941	10,609	12,403	2,462	3.12	3.64	4.11	0.99
○	三重県	1,936	1,927	1,509	-427	4,109	4,288	5,122	1,013	2.12	2.23	3.39	1.27
	滋賀県	1,105	1,007	1,042	-63	1,737	2,248	2,171	434	1.57	2.23	2.08	0.51
○	京都府	2,078	1,895	1,758	-320	3,941	4,385	4,648	707	1.90	2.31	2.64	0.74
○	大阪府	4,789	4,898	5,086	297	9,785	9,775	10,964	1,179	2.04	2.00	2.16	0.12
	兵庫県	2,438	2,259	2,144	-294	4,195	4,151	4,305	110	1.72	1.84	2.01	0.29
○	奈良県	866	870	790	-76	1,469	1,790	1,712	243	1.70	2.06	2.17	0.47
	和歌山県	523	475	473	-50	738	789	988	250	1.41	1.66	2.09	0.68
	鳥取県	397	379	399	2	633	773	1,018	385	1.59	2.04	2.55	0.96
○	島根県	348	294	295	-53	483	495	435	-48	1.39	1.68	1.47	0.08
	岡山県	1,358	1,197	1,212	-146	3,487	3,487	3,326	-161	2.57	2.91	2.74	0.17
○	広島県	1,892	1,614	1,844	-48	3,276	3,335	3,579	303	1.73	2.07	1.94	0.21
○	山口県	917	851	805	-112	1,540	1,636	1,392	-148	1.68	1.92	1.73	0.05
○	徳島県	612	583	657	45	1,397	1,456	1,423	26	2.28	2.50	2.17	-0.11
	香川県	946	775	771	-175	1,410	1,503	1,487	77	1.49	1.94	1.93	0.44
○	愛媛県	742	628	641	-101	1,442	1,796	2,423	981	1.94	2.86	3.78	1.84
○	高知県	951	509	341	-610	652	604	449	-203	0.69	1.19	1.32	0.63
○	福岡県	2,030	1,948	1,897	-133	3,093	2,939	2,613	-480	1.52	1.51	1.38	-0.14
	佐賀県	440	320	311	-129	603	626	423	-180	1.37	1.96	1.36	-0.01
○	長崎県	1,806	1,777	1,684	-122	2,144	2,415	2,557	413	1.19	1.36	1.52	0.33
	熊本県	1,804	1,472	1,329	-475	3,801	3,948	3,984	183	2.11	2.68	3.00	0.89
	大分県	1,510	1,451	1,598	88	1,880	1,922	2,146	266	1.25	1.33	1.34	0.09
○	宮崎県	1,646	1,424	1,522	-124	1,719	1,836	2,076	357	1.04	1.29	1.36	0.32
○	鹿児島県	972	845	839	-133	1,018	1,178	1,448	430	1.05	1.39	1.73	0.68
	沖縄県	793	652	664	-129	978	1,331	1,356	378	1.23	2.04	2.04	0.81
計		68,199	62,884	63,309	-4,890	155,058	161,010	171,156	16,098	2.27	2.56	2.70	0.43

(注) 1 「ナースセンター求人・求職統計」に基づき当省が作成した。  
2 増減は、平成24年度の実績から22年度の実績を差し引いたものである。

図表3-(2)-⑥ 都道府県ナースセンターにおける無料職業紹介事業の実績(2)

(単位：人、%)

調査対象	都道府県	就職者数				就職率(就職者数/有効求職者数)				求人充足率(就職者数/有効求人数)			
		平成22年度	23年度	24年度	増減	平成22年度	23年度	24年度	増減	平成22年度	23年度	24年度	増減
○	北海道	863	781	751	-112	14.5	14.5	14.5	0.0	9.5	9.1	8.5	-1.0
○	青森県	200	224	152	-48	23.0	27.3	19.9	-3.1	27.4	25.8	20.0	-7.4
	岩手県	78	85	89	11	11.2	13.6	13.1	1.9	10.8	11.2	9.2	-1.6
○	宮城県	424	417	401	-23	21.2	23.9	22.2	1.0	15.6	14.3	10.7	-4.9
○	秋田県	194	223	163	-31	24.4	29.5	21.3	-3.1	10.9	12.4	9.3	-1.6
○	山形県	127	140	192	65	21.6	19.0	19.6	-2.0	9.7	8.4	10.1	0.4
	福島県	56	42	92	36	6.7	5.7	12.6	5.9	4.2	2.6	3.7	-0.5
○	茨城県	167	155	109	-58	12.2	12.4	8.5	-3.7	6.0	4.8	3.7	-2.3
	栃木県	151	186	176	25	10.6	14.3	14.5	3.9	7.2	7.7	6.4	-0.8
	群馬県	185	147	166	-19	23.5	22.3	23.3	-0.2	14.6	13.8	13.3	-1.3
○	埼玉県	229	243	283	54	8.4	9.6	11.0	2.6	3.7	3.7	4.1	0.4
○	千葉県	173	124	149	-24	5.5	4.6	5.8	0.3	3.1	2.8	2.9	-0.2
	東京都	948	928	1,013	65	7.2	7.6	8.6	1.4	5.3	5.0	5.3	0.0
	神奈川県	300	271	237	-63	5.3	5.4	5.0	-0.3	2.5	2.1	1.9	-0.6
	新潟県	120	149	178	58	16.9	23.9	27.0	10.1	7.6	10.3	9.7	2.1
	富山県	187	147	151	-36	21.7	18.1	18.8	-2.9	12.9	10.2	10.2	-2.7
	石川県	360	298	290	-70	48.3	48.7	45.8	-2.5	22.1	23.7	21.8	-0.3
	福井県	311	336	376	65	29.1	34.6	34.0	4.9	12.8	14.1	14.1	1.3
○	山梨県	435	454	532	97	47.7	52.2	53.9	6.2	28.7	29.6	32.6	3.9
	長野県	154	122	107	-47	15.7	13.5	12.5	-3.2	5.0	3.5	3.2	-1.8
○	岐阜県	314	265	225	-89	17.2	15.6	14.3	-2.9	6.5	6.0	5.3	-1.2
	静岡県	502	482	485	-17	17.6	16.9	15.6	-2.0	6.6	5.6	5.5	-1.1
○	愛知県	457	405	459	2	14.3	13.9	15.2	0.9	4.6	3.8	3.7	-0.9
○	三重県	324	304	296	-28	16.7	15.8	19.6	2.9	7.9	7.1	5.8	-2.1
	滋賀県	118	119	132	14	10.7	11.8	12.7	2.0	6.8	5.3	6.1	-0.7
○	京都府	167	187	179	12	8.0	9.9	10.2	2.2	4.2	4.3	3.9	-0.3
○	大阪府	224	300	368	144	4.7	6.1	7.2	2.5	2.3	3.1	3.4	1.1
	兵庫県	192	195	120	-72	7.9	8.6	5.6	-2.3	4.6	4.7	2.8	-1.8
○	奈良県	59	67	50	-9	6.8	7.7	6.3	-0.5	4.0	3.7	2.9	-1.1
	和歌山県	27	18	54	27	5.2	3.8	11.4	6.2	3.7	2.3	5.5	1.8
	鳥取県	78	106	124	46	19.6	28.0	31.1	11.5	12.3	13.7	12.2	-0.1
○	島根県	107	120	118	11	30.7	40.8	40	9.3	22.2	24.2	27.1	4.9
	岡山県	242	238	236	-6	17.8	19.9	19.5	1.7	6.9	6.8	7.1	0.2
○	広島県	455	422	437	-18	24.0	26.1	23.7	-0.3	13.9	12.7	12.2	-1.7
○	山口県	151	213	122	-29	16.5	25.0	15.2	-1.3	9.8	13.0	8.8	-1.0
○	徳島県	214	212	175	-39	35.0	36.4	26.6	-8.4	15.3	14.6	12.3	-3.0
	香川県	211	210	188	-23	22.3	27.1	24.4	2.1	15.0	14.0	12.6	-2.4
○	愛媛県	173	159	156	-17	23.3	25.3	24.3	1.0	12.0	8.9	6.4	-5.6
○	高知県	138	153	167	29	14.5	30.1	49	34.5	21.2	25.3	37.2	16.0
○	福岡県	149	158	101	-48	7.3	8.1	5.3	-2.0	4.8	5.4	3.9	-0.9
	佐賀県	104	63	64	-40	23.6	19.7	20.6	-3.0	17.2	10.1	15.1	-2.1
○	長崎県	506	554	574	68	28.0	31.2	34.1	6.1	23.6	22.9	22.4	-1.2
	熊本県	369	232	190	-179	20.5	15.8	14.3	-6.2	9.7	5.9	4.8	-4.9
	大分県	514	482	400	-114	34.0	33.2	25	-9.0	27.3	25.1	18.6	-8.7
○	宮崎県	581	572	581	0	35.3	40.2	38.2	2.9	33.8	31.2	28.0	-5.8
○	鹿児島県	297	306	321	24	30.6	36.2	38.3	7.7	29.2	26.0	22.2	-7.0
	沖縄県	63	59	64	1	7.9	9.0	9.6	1.7	6.4	4.4	4.7	-1.7
計		12,398	12,073	11,993	-405	18.2	19.2	18.9	0.7	8.0	7.5	7.0	-1.0

(注) 1 「ナースセンター求人・求職統計」に基づき当省が作成した。  
2 増減は、平成24年度の実績から22年度の実績を差し引いたものである。

図表 3 - (2) - ⑦ 25 都道府県ナースセンターによる無料職業紹介事業に対する求人側（医療機関）の主な意見

区分	具体的な内容（機関数）
長所	看護師等が従事しているため、病院の特性等を理解してもらえる（14）
	公的機関であるため信頼・安心感がある（14）
短所	登録者数・紹介者数が少ない（36）
	紹介者と求人内容とのミスマッチが生じやすい（10）
改善点	看護師等への周知・広報の強化（16）
	潜在看護師等の発掘を通じた登録者数・紹介者数の増加（14）
	きめ細やかな対応によるマッチングの強化（12）
活用できない理由	他の手段で看護師等を確保できているため必要性を感じない（34）

（注） 1 当省の調査結果による。

2 142 医療機関を対象として調査した結果、長所については 59 機関、短所については 58 機関、改善点については 54 機関及び活用できない理由については 53 機関から回答があった。

図表 3 - (2) - ⑧ 25 都道府県ナースセンターにおける無料職業紹介事業の実施体制

（単位：人）

区分	常勤		非常勤		計	
	人数	うち看護師等	人数	うち看護師等	人数	うち看護師等
北海道	3	2	7	7	10	9
青森県	2	1	3	3	5	4
宮城県	3	2	1	1	4	3
秋田県	2	1	0	0	2	1
山形県	1	1	4	4	5	5
茨城県	1	0	4	4	5	4
埼玉県	4	2	1	1	5	3
千葉県	4	2	1	0	5	2
山梨県	2	2	1	1	3	3
岐阜県	1	1	2	2	3	3
愛知県	5	3	1	0	6	3
三重県	2	1	2	2	4	3
京都府	3	3	3	2	6	5
大阪府	3	3	2	1	5	4
奈良県	1	1	2	2	3	3
島根県	1	1	1	0	2	1
広島県	1	0	5	5	6	5
山口県	1	1	2	1	3	2
徳島県	1	1	1	0	2	1
愛媛県	1	1	3	3	4	4
高知県	1	0	1	1	2	1
福岡県	2	1	0	0	2	1
長崎県	1	0	6	6	7	6
宮崎県	1	1	1	1	2	2
鹿児島県	0	0	4	4	4	4
平均	1.9	1.2	2.3	2.0	4.2	3.3

（注） 1 当省の調査結果による。

2 平成 26 年 1 月 1 日現在の状況である。

図表 3-(2)-⑨ 都道府県ナースセンターにおける求人開拓の実施  
状況と体制の関係

(単位：人)

区分		体制					
		常勤		非常勤		計	
		人数	うち看護師等	人数	うち看護師等	人数	うち看護師等
実施	青森県	2	1	3	3	5	4
	宮城県	3	2	1	1	4	3
	京都府	3	3	3	2	6	5
	大阪府	3	3	2	1	5	4
	徳島県	1	1	1	0	2	1
	平均	2.4	2.0	2.0	1.4	4.4	3.4
未実施	秋田県	2	1	0	0	2	1
	岐阜県	1	1	2	2	3	3
	愛知県	5	3	1	0	6	3
	奈良県	1	1	2	2	3	3
	島根県	1	1	1	0	2	1
	愛媛県	1	1	3	3	4	4
	平均	1.8	1.3	1.5	1.2	3.3	2.5

- (注) 1 当省の調査結果による。  
2 平成 26 年 1 月 1 日現在の状況である。  
3 未実施については、人員、体制等の不足を理由としている 6 県のみを計上した。

図表 3-(2)-⑩ 都道府県ナースセンターに対する求職側（看護師等）の主な意見

○ 平成 25 年度看護職の職業紹介等の実態に関する報告書（平成 25 年度厚生労働科学研究費補助金事業・厚生労働科学研究特別研究事業「社会保障と税の一体改革に向けた新たな看護職員確保対策に関する研究」分担研究報告書）（平成 26 年 3 月）＜抜粋＞

① ナースセンターを利用したきっかけ

ナースセンターについては、その存在を知らない、または今回利用するまでその存在を知らなかったというものが多かった。

A) 友人・知人からの紹介

ナースセンターを利用したきっかけとして最も多くあげられていたのは、友人・知人からの紹介であった。

B) 前の職場での離職時の通知

以前の職場の退職時に配布された書類の中に、ナースセンターの案内のための資料が入っており、そこでナースセンターの存在と役割を知ったというものもあった。

C) インターネットでの検索

インターネットの検索でナースセンターを知ったものもあった。ただし、ナースセンターを知っていてそれを検索したというわけではなく、別の目的で検索していて偶然発見したということであった。

D) 研修のための都道府県看護協会への来訪往訪

インターネットでの検索と同様に、別の目的で都道府県看護協会に往訪したところ、偶然発見したという事例であった。

E) 免許証書換え申請手続のための保健所や都道府県衛生主管部局への訪問

結婚をきっかけに退職した看護職で、免許証の書換え申請のために訪れた保健所および県庁の窓口で、看護職の復職支援研修と書かれたチラシやポスターを見つけたことをきっかけに、ナースセンターに登録したものが複数あった。

② ナースセンター利用の印象

次に、実際にナースセンターを利用した印象について意見を聞いた。就職に関する細やかな情報提供があったことが好評であった。

ナースセンターの利用者からは、求職者が就職先に求めていることを細やかに聞いた上で対応してもらえることや、希望する病院に関する情報を教えてくれることが良かったと述べられていた。

さらに、求職者側の要望を細やかに聞くだけではなく、求職者側の条件をきちんと求人施設に伝えていたことも良かった点として述べていた。

③ ナースセンターの利用を推進するための課題

ナースセンターの利用経験の有無に関わらず、ナースセンターの利用推進のための課題について述べられた意見を以下のA)～E)に分類した。

A) ナースセンターの周知の工夫

ナースセンターについては、聞いたことがなかった、聞いたことがあっても何をしているところなのか、自分が利用できるのかについては知らなかったという意見が多かった。

a インターネット検索サイトでの表示の工夫

情報の多くをインターネットで収集している場合、検索サイトで上位に掲載されない、アクセスしないという意見があった。

b 看護基礎教育機関での周知

看護学生であるときから、将来のことを考えてナースセンターに関する情報をキャリア教育の一環として教えておくと良いという意見もあった。

c 役所や地域の生活に密着した場の利用

転居や出産、子育てが理由で離職した看護職は、住民票の手続きや子どもの保育園申請の手続き等のために必ず市区町村の役場へ行き、免許証の書換えの際には都道府県庁や保健所に行く。そのため、こうした窓口や窓口付近に、ナースセンターを周知するチラシやポスターがあるとよいという意見があった。さらに、役所で配布される書類（ごみ収集日の通知）や、子育て支援のイベントやサークルに関する通知に、ナースセンターの広告を入れておくなど、生活に密着した場所で目に触れる機会を増やすことが提案された。一方、地域のコミュニティ誌や求人広告はあまり見ないという意見もあった。

B) 再就職セミナーの実施回数を増やすことと開催通知方法の工夫

再就職セミナーは、離職期間がある求職者からの受講の希望が多かった。しかし、その機会が少ないことや、実施の通知方法に課題があると述べるものもあった。

ホームページを見たが、そのときにはすでに受付が終了した後であったため、次年度まで受講を待っているというものもあり、開催回数を増やすだけでなく、開催の通知方法にも工夫が必要ではないかという意見もあった。具体的には新聞を購読しなくても各家庭に配布される、地元の広報誌がよいと述べるものがあった。インターネットも利用するが、子育て中はパソコンを開く回数も限られるため、こちらが望まなくても配布される広報誌



のほうが、目にしやすいという理由のほか、広報誌には地元のイベントなどの情報が書かれており、特に子育て中の看護職は、子育てに関連する地元の情報は必ず確認しているから、ということであった。

C) 相談時、再就職研修時の保育の実施とそのアピール

就職相談や、再就職研修時の保育がすでに行われている場合には、その場に子どもを連れ来て同席することができたり、保育してもらえたことが、ナースセンター往訪を後押しする大きな要因であったという。

D) 駐車場の確保

公共交通機関よりも自家用車が主たる移動手段となる地域では、ナースセンター滞在中の数時間や、数日にわたる復職支援セミナー受講時の駐車場代の負担も大きく、参加を控えたり、断念せざるを得ないことがあったと述べるものもあった。

E) 出張・訪問相談会の実施

ナースセンターがある県看護協会は各都道府県に1ヶ所、支所を含めて全国に60ヶ所の設置数であるため、居住地によっては時間をかけてナースセンターに通うことが難しいという意見があった。特に子育て中の看護師は、子どもと一緒に、または子どもを預けて長時間外に出ることが難しい場合もあるので、出張所や訪問相談サービスがあるとよいなど、ナースセンターの利便性の向上を求める声があった。

(注) 下線は当省が付した。

図表 3 - (2) - ⑪ 25 都道府県の復職支援研修の実施状況

(単位：機関)

実施主体	ナースセンター事業	潜在看護職員等復職研修事業
ナースセンター	12	9
都道府県	—	2
計	12	11

(注) 1 当省の調査結果による。  
2 就業者を対象としているものを除く。

図表 3 - (2) - ⑫ 25 都道府県の復職支援研修の実績

(単位：人、%)

区分	受講者数				就職者数				就職率(就職者数/受講者数)			
	平成 22年度	23年度	24年度	増減	平成 22年度	23年度	24年度	増減	平成 22年度	23年度	24年度	増減
北海道	48	37	41	-7	28	22	21	-7	58.3	59.5	51.2	-7.1
青森県	16	14	10	-6	6	4	2	-4	37.5	28.6	20.0	-17.5
宮城県	14	20	15	1	6	9	8	2	42.9	45.0	53.3	10.4
秋田県	6	5	5	-1	5	4	4	-1	83.3	80.0	80.0	-3.3
山形県	10	27	26	16	10	23	18	8	100.0	85.2	69.2	-30.8
茨城県	未実施	未実施	未実施	-	未実施	未実施	未実施	-	-	-	-	-
埼玉県	81	66	78	-3	50	34	54	4	61.7	51.5	69.2	7.5
千葉県	4	7	12	8	0	1	10	10	0.0	14.3	83.3	83.3
山梨県	24	26	28	4	17	23	24	7	70.8	88.5	85.7	14.9
岐阜県	未実施	未実施	未実施	-	未実施	未実施	未実施	-	-	-	-	-
愛知県	104	88	127	23	52	38	68	16	50.0	43.2	53.5	3.5
三重県	13	9	16	3	12	6	14	2	92.3	66.7	87.5	-4.8
京都府	29	23	36	7	16	9	3	-13	55.2	39.1	8.3	-46.9
大阪府	58	83	154	96	44	55	110	66	75.9	66.3	71.4	-4.5
奈良県	29	58	67	38	4	13	10	6	13.8	22.4	14.9	1.1
島根県	不明	9	18	-	不明	0	3	-	不明	0.0	16.7	-
広島県	74	45	49	-25	64	42	47	-17	86.5	93.3	95.9	9.4
山口県	15	20	14	-1	10	15	9	-1	66.7	75.0	64.3	-2.4
徳島県	14	7	6	-8	10	4	3	-7	71.4	57.1	50.0	-21.4
愛媛県	15	12	9	-6	10	5	6	-4	66.7	41.7	66.7	0
高知県	0	0	10	10	0	0	5	5	0.0	0.0	50.0	50
福岡県	75	115	66	-9	22	80	25	3	29.3	69.6	37.9	8.6
長崎県	34	48	37	3	28	38	23	-5	82.4	79.2	62.2	-20.2
宮崎県	57	75	78	21	30	20	22	-8	52.6	26.7	28.2	-24.4
鹿児島県	23	20	22	-1	13	16	16	3	56.5	80.0	72.7	16.2
平均	33.8	35.4	40.2	6.4	19.9	20.0	22.0	2.1	57.0	52.7	56.2	-0.8

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 複数のコースを実施している場合、内容が講義及び実習のものの実績を計上している。  
 3 就業者を対象としているものを除く。  
 4 増減は、平成 24 年度の実績から 22 年度の実績を差し引いたものである。

図表 3 - (2) - ⑬ ナースセンター事業の情報交換等の実施状況

○ ナースセンター事業担当者会議の開催状況 (平成 24 年度中央ナースセンター事業報告書)
1 平成 24 年度ナースセンター事業担当者会議・全国会議の開催
(1) 開催日時
平成 24 年 9 月 10 日 10:00~16:00
(2) 開催場所
公益社団法人日本看護協会 JNA ホール
(3) 出席者
123 名 (厚生労働省医政局看護課、日本看護協会役職員を除く)
各都道府県ナースセンター事業担当役員および実務者 85 名
都道府県看護主管課担当者 38 名
厚生労働省医政局看護課 1 名
日本看護協会 (坂本すが会長、小川忍常任理事、職員他)

#### (4) 議事

- ① 開会挨拶
- ② 今後のナースセンター事業の展開について
- ③ 中央ナースセンター事業について
- ④ 看護職確保対策に関連する各局の取り組み状況について
  - i) 「看護師等の『雇用の質』の向上に関する省内プロジェクトチーム」報告書と関連通知に基づく取組について
  - ii) 看護職確保定着対策に関連する雇用均等・児童家庭局の取り組み状況について
  - iii) ハローワークにおける看護師確保に係る取組について
  - iv) ナースセンター事業について
  - v) 全体討議
  - vi) 今後の看護職員確保対策におけるナースセンター事業への期待
  - vii) 閉会挨拶

## 2 平成 24 年度ナースセンター事業担当者会議・ブロック別会議の開催

#### (1) 開催日時

平成 24 年 9 月 11 日 10:00～16:00

#### (2) 開催場所

ホテルフロラシオン青山

#### (3) 出席者

各都道府県ナースセンター事業担当役員および実務者 75 名  
日本看護協会（小川忍常任理事、職員他）

#### (4) 議事

- ① 開会挨拶
- ② 共通議案の協議
  - i) ナースセンター事業実施における都道府県労働行政との連携について
  - ii) ナースセンター・コンピュータ・システムについて
  - iii) 日本看護協会への要望
- ③ 各ブロックの議案の協議
- ④ 閉会挨拶

### ○ 中央ナースセンター事業報告書（目次）

1. 都道府県ナースセンター事業に関する広報活動
  - 1.1 機関誌「看護」による広報
  - 1.2 ホームページ「e-ナースセンター」による広報
2. 看護関連情報の提供
  - 2.1 進路相談のための情報収集および情報提供
3. 看護職員の需給、就業動向の把握および分析
  - 3.1 NCCS 登録データに基づく潜在看護職員の就業意向および求人条件と就業希望条件

等の分析

- 3.2 都道府県ナースセンターによる看護職の再就業実態調査の実施
- 4. 都道府県ナースセンターとの情報交換、連絡調整、連携支援
  - 4.1 平成 24 年度ナースセンター事業担当者会議・全国会議の開催
  - 4.2 平成 24 年度ナースセンター事業担当者会議・ブロック別会議の開催
  - 4.3 平成 24 年度都道府県ナースセンター事業実施状況調査の実施
  - 4.4 平成 24 年度都道府県ナースセンター就業相談員研修の開催
  - 4.5 「はたさぽ ナースのはたらくサポートブック」の印刷・配布と普及
- 5. 訪問看護を推進させるための調査、連絡調整
  - 5.1 訪問看護師養成講習会実施状況調査の実施
- 6. ナースセンター・コンピュータ・システム（NCCS）およびe-ナースセンターの運用
  - 6.1 NCCSの運用
  - 6.2 NCCSおよびe-ナースセンターの改善
  - 6.3 都道府県ナースセンターおよび一般利用者等からの相談対応
  - 6.4 e-ナースセンター月別アクセス数
  - 6.5 e-ナースセンターユーザーID発行状況
  - 6.6 都道府県ナースセンターに対するヘルプデスクによる支援
- 7. 東日本大震災被災地における看護職の人材確保支援
  - 7.1 e-ナースセンターの活用

<資料>

- 資料1 平成 24 年度NCCS中央統計
- 資料2 平成 24 年度ナースセンター登録票
- 資料3 ナースバンク業務を支援するNCCS概要図
- 資料4 平成 24 年度都道府県ナースセンター事業実施状況調査
- 資料5 平成 24 年度都道府県ナースセンター就業相談員研修アンケート
- 資料6 平成 24 年度訪問看護師養成講習会および追加研修等に関する調査
- 資料7 平成 24 年度NCCSプログラムリリース履歴
- 資料8 平成 24 年度中央ナースセンター相談件数一覧

(注) 平成 24 年度中央ナースセンター事業報告書（平成 25 年 6 月公益社団法人日本看護協会専門職支援・中央ナースセンター事業部）による。